川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方について (素案) 【概要版】

1.拠点施設とは

乳幼児期における教育保育は「子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)であり、この重要な役割を市内のすべての就学前教育保育施設がしっかりと果たすことができるよう、市全体として、就学前教育保育の質の向上を図る必要があります。

拠点施設は、「就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点」として、私立・市立園所の隔たりなく、 すべての就学前教育保育施設を対象として、本市における教育保育の質を高めていくために、中心となって取り組み を進めていく施設です。

2. 拠点施設が担うべき機能

拠点施設が担うべき機能は、次の3つの機能を基本とします。

シェアリング機能

市や市教育委員会がめざす教育保育方針や国・県から示される方針などについて、速やかに周知徹底及び浸透を図り、市の施設全体が教育保育について共通認識を持ち、ベクトルを合わせた取り組みができるよう導く。

(私立園所の特色ある教育保育や独自性などに配慮)

セーフティネット機能

障がいを持つ子どもをはじめ支援が必要な子どもについて、希望する園所での受け入れや教育保育の質の向上を図るため、先導的な役割を果たす。

(経済的に困窮している世帯の子どもや外国にルーツをもつ子どもなども含む)

コーディネート機能

拠点施設が中心となり、担当する地域の園所や 小学校、関係団体との連携・調整を推進する。

(園所間での研修実施、園所と小学校との連携や接続など)

- ◆すべての就学前教育保育施設が、保護者と一緒に子どもの立場に立った教育保育を考え、保護者と信頼関係を 深めていけるよう、拠点施設の取り組みを検討します。
- ◆拠点施設が担うべき3つの機能は切り離すことが出来ないものであり、相互に関連させながら取り組むことで、 一層の効果を発揮できるよう検討を進めます。

3. 拠点施設に位置づける施設及び配置

本市は南北に長い地形であり、拠点施設が担う3つの機能を効果的かつ効率的に発揮するために、市域を南部・中部・北部の3つのエリアに分け、各エリアに拠点施設を配置します。

なお、拠点施設は各エリアの「市立認定こども園」が担い、市教育委員会に統括的・調整的機能を置いて、全体の平 準化を図る役割を担っていきます。

〈各エリアの拠点施設〉

南部 加茂こども園(基幹園*)、川西こども園

(施設数:19)

—— 中部 川西北こども園、(仮称)多田こども園【令和 IO 年度開設予定】

(施設数:24)

北部 牧の台みどりこども園

(施設数:12)

(施設数・・・保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、地域保育園、企業主導型保育事業所)

- ◆南部エリア … 加茂こども園を基幹園として設定し、拠点施設間での役割分担などについて、準備段階で整理・検討を行う。
- ◆中部エリア … 令和 IO 年度に開設予定の(仮称)多田こども園の運営が安定するまでの間は、川西北こど も園が拠点施設としての役割を担うこととし、その後は(仮称)多田こども園を基幹園とし て設定し、2 施設で拠点施設の機能を担う。
- ◆北部エリア … 施設数は 12 であるものの、エリアが広いため、中部エリアと連携協力するなど必要に応じて取り組みを工夫・検討する。

なお、令和 10 年度に開設予定の久代幼稚園と川西南保育所を一体化する認定こども園については、南部エリアにはすでに加茂こども園と川西こども園があるため、拠点施設として位置づけない。

4. 拠点施設を軸とした取組体制

拠点施設と市教育委員会が連携を図り、公私園所と密接に関わりを持ちながら取り組みを進めるために、人員配置 や体制について十分に配慮するとともに、原則として、拠点施設及び市教育委員会に次の人材を配置します。

拠 点 施 設 各拠点施設に専任の<u>「乳幼児教育保育アドバイザー」</u>を配置

- ●巡回訪問や公開保育、合同研修、研究発表などの実施を通して、拠点施設が担うべき3つの機能を果たしていく。
- ●市教育委員会の指導主事等と連携を密にしながら、各エリアの公私園所の取り組みや実践を市教育委員会と共有するなど、双方向の関わりにより教育保育の質を高めていく。
- ●アドバイザーには、豊富な教育保育の経験を有する市の保育教諭等を配置するなど、職員自身の希望 やキャリアパスを視野に入れ、人材の活用に繋げていく。
- ●アドバイザーが実践を積み重ね、経験値を高めていくために、研修等の実施やアドバイザー同士が学 び合える仕組みづくりを進めるとともに、アドバイザーを支える体制について検討を行う。
- ●拠点施設の果たすべき具体的な役割とあわせて、アドバイザーが担う業務について検討を進め、その内容を明確にしていく。

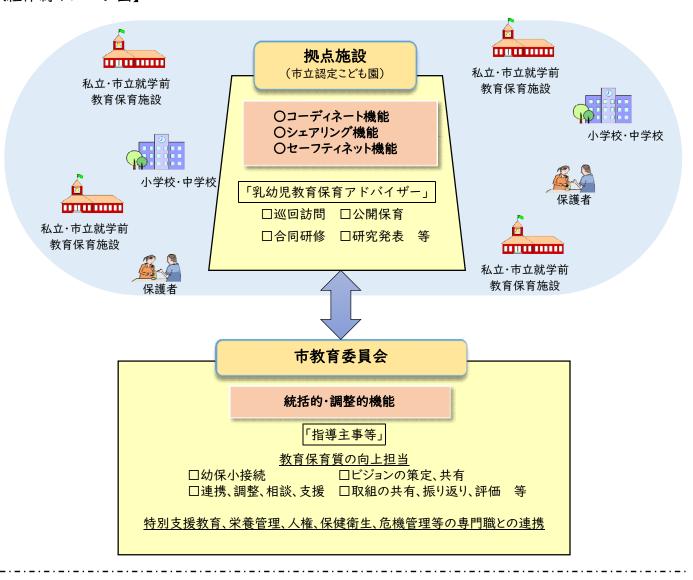
市教育委員会 幼保小接続を担い、拠点施設間の連携や調整などを担当する<u>「指導主事」等</u>を配置

- ●拠点施設をはじめ市全体の統括的・調整的な役割を担い、特別支援教育、栄養管理、保健医療、危機 管理等の専門的なテーマは、市教育委員会等の各部署に配属されている専門職等と十分な連携を図る。
- ●実効性のある取り組みを進めるため、「準備段階」においては、市教育委員会が主導的な役割を担いつ、拠点施設や公私園所、その他関係機関と連携を図りながら進める。
- ●本市がめざすビジョンや基底となるカリキュラムの策定については、市教育委員会が主導的役割を果たしつつ、公私園所はもとより、学識経験者、保護者などが参画する策定委員会を設置するなど、さまざまな主体の参画による取り組みを検討する。
- ●保育教諭の専門性、経験、意欲など保育者のあり方が教育保育の質の向上に大きく影響するため、ベテランの保育教諭を核として丁寧に職員を育成していく環境づくりをより一層進めていく。
- ●それぞれの施設で取り組んでいる教育保育の質の向上に向けた優れた取り組みを、他の各施設で共有する仕組みや、拠点施設の実践を評価する仕組みの構築についても併せて検討する。

小・中学校との接続や支援が必要な子どもの教育保育については、私立園所と連携して取り組みを進める上で重要な要素となるため、各エリアに設置する拠点施設が中心となり、私立園所と顔が見える関係性を築けるような体制を構築していきます。

また、「準備段階 ⇒ 初期段階 ⇒ 展開段階」と段階を経て、計画的に取り組みを進めることとし、具体的な取り組み内容については、準備段階において市教育委員会が主導しつつ公私園所の参画のもと検討を行い、取り組みプランを作成していきます。

【取組体制イメージ図】



〈各段階に応じた取組内容〉 ※年度は予定

① 準備段階(令和7~8年度)

拠点施設が担うべき3つの機能の共通理解、取り組みの実施に向けて、市教育委員会と 拠点施設等が中心となり、取り組みプランを整理し、見える化する。

(公私の連携)

- ○公私園所のニーズや困り事の把握
- ○準備段階のプロセスに公私園所が参画し、連携・協調しながら関係構築

(組織内連携)

- ○障がい児福祉施策・施設の取り組みなど既存資源の整理
- ○福祉、保健医療、子ども・子育て、教育等の横断的連携の再確認
- (ビジョンの研究など)
 - ○全市でめざすビジョン、カリキュラム等の策定に向けた策定委員会の設置、調査研究
 - ○研修体系の整理
 - ○保護者や地域の参画の検討

② 初期段階(令和9年度~)

拠点施設が果たすべき3つの機能を、各エリアに位置づけた複数の市立認定こども園が 担い、エリア内の各施設と連携を図りながら取り組みを進める。

③ 展開段階

拠点施設を軸とした教育保育の質の向上に向けた体制が着実に機能している。 必要に応じて取組状況にあわせた拠点施設の見直しを行う。

5. 拠点施設とならない認定こども園のあり方

- ・乳幼児教育保育アドバイザーの配置をはじめとした人的配置の拡充など、拠点施設としての機能強化を図り、市全体の教育保育の質の向上に向けた実効性のある取り組みを進めていく必要がある。
- ・今後も待機児童のゼロの継続はもとより、入所保留児童の解消もめざすためには、就学前教育保育施設を拡充し、 定員を増やすことが必要だが、質の向上ならびに定員の拡充を両立させるためには、多額の費用が必要である。
- ・財源確保は教育保育の質の向上を議論する上で欠かすことの出来ない重要な観点であり、質と量の両立に向けては、 私立・市立が互いに役割を担いながら連携して進める必要がある。
 - ◆市立施設は拠点施設を中心とした教育保育の質の向上に向けた取り組みを進めることとし、市立 施設において長年培ってきた経験とノウハウを市全体の教育保育の質向上につなげていきます。
 - ◆保育サービスの拡充については、民間による整備・運営を基本的な方針とし、これまで取り組みを 進めてきたことから、今後、拠点施設とならない認定こども園については、民間法人による整備・ 運営を進めていきます。

なお、公私の役割分担により生み出される財源については、拠点施設の機能強化や子ども・子育て支援施策、子育て サービスの充実などに投資することで、子どもたちの幸せにつながる施策を展開していきます。

6. 市立幼稚園・市立保育所の一体化方針

子ども・若者未来計画において、久代幼稚園と川西南保育所、多田幼稚園と多田保育所については一体化し、それぞれ幼保連携型認定こども園とすることにしています。

施設については、久代幼稚園・川西南保育所、多田幼稚園・多田保育所のいずれの園所も老朽化していることから、 既存施設の活用は行わず、新設することとします。また、整備場所については、周辺交通などの安全性、教育保育環 境、保護者の利便性、在園児への影響などを総合的に勘案して検討を進めます。

◎(仮称)川西久代南こども園(久代幼稚園・川西南保育所)

- ・整備場所市営久代団地跡地(久代3丁目地内)に新設を検討
- ・整備・運営主体 民間法人による整備・運営
- ・開設時期 令和 10 年度を予定

◎ (仮称) 多田こども園 (多田幼稚園と多田保育所)

- ・整備場所 多田保育所(東多田 | 丁目 | 6-20)の敷地に新設を検討
- ・整備・運営主体 市が整備・運営し、中部エリアの拠点施設とする。
- ・開設時期 令和 10 年度を予定

※現施設の建替えのため保育所の仮設園舎が必要となりますが、仮設園舎の設置にあたっては、在園児への影響ができるだけ 少なくなるよう、設置場所等の検討を進めていきます

◆定員について

今後、就学前児童人口の減少及び保育所機能のニーズの増加傾向が続くことが予想されることから、 I 号認定は現在の幼稚園入園児童数より少なめに設定することとし、2号・3号認定については、現行の保育所の定員を基本として検討します。ただし、最終的な定員設定については、令和6年度、令和7年度の待機児童数などを勘案しながら、決定することとします。

※市素案の全文については、 市ホームページに掲載を していますので、ご参照 ください。



令和6年1月 川西市・川西市教育委員会

担当課: こども未来部こども政策課 電 話: 072-740-1246 (直通)

Eメール: kawa0215@city.kawanishi.lg.jp